

国の動向

地域共生社会の実現に向けた
国の検討状況について

1 はじめに

かつて、日本には地域住民間に密接な関わりがあり、困りごとが生じた際には「お互い様」の精神をもって近所間でそれぞれ助け合いをしていく文化がありました。しかし、高齢化や人口減少、都市部への一極化といった問題の顕在化により人々の支えあいの基盤は徐々に弱まってきていきました。そういった社会構造の変化から、社会保障制度の整備が進められ、かつて地域や家庭が果たしてきた役割は制度が担うようになりましたが、昨今では様々な分野の問題が絡み合い、対象者・機能ごとに分けられた縦割りの制度では解決が難しいケースも増えてきています。

また、高齢化や人口減少は社会経済の担い手の不足を招き、商店街のゴーストタウン化や田畑の放棄といった地域の存続が危ぶまれる問題が各地で生じています。

こういった日本の状況から平成28年、国は『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』を立ち上げ、地域共生社会の実現に向けた取組に着手しました。本号では地域共生社会についての説明と、地域共生社会実現に向けて国がおこなっている検討の状況について説明をしていきます。

2 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。地域において住民が世代や背景を超えてつながり相互に支えあう取り組みを育んでいくことで、国民一人ひとりが様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せずに安心してその人らしい生活を送ることが期待されます。また、人と資源がつながることで、商店街の活性化や田畑の再利用といった資源の有効活用がされることも期待されます。

地域共生社会の実現に向け、直近では令和2年度に社会福祉法の改正が行われています。令和2年度の改正時には8050問題やダブルケアといった従来の縦割りの支援体制では解決が難しいケースの増加を受け、属性を問わない包括的な支援体制が構築できることを目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

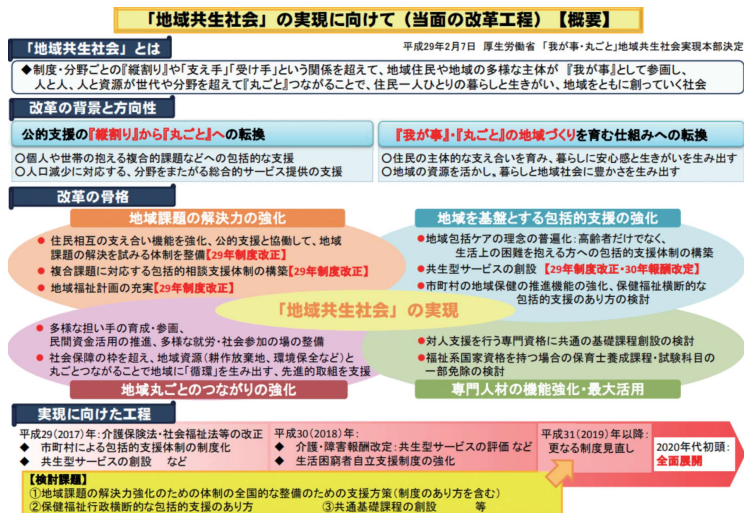


図1：地域共生社会実現に向けての改革工程

また、同法の附則第2条において施行後5年を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる事とされていることから、本年度～来年度にかけて厚生労働省を主体に「地域共生社会の在り方検討会議」が行われております。

次項では、現在行われているこの地域共生社会の在り方検討会議にて検討されている事項について紹介をいたします。

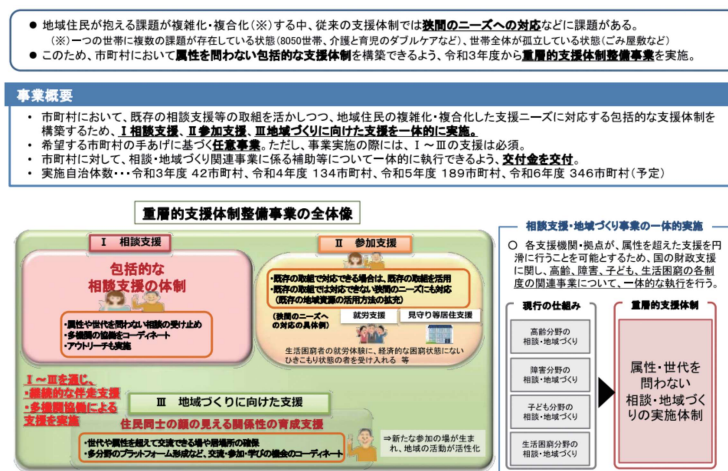


図2：重層的支援体制整備事業について

3 地域共生社会の実現に向けた国の検討状況

地域共生社会の在り方検討会議は地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取り組みの方向性について、また、身寄りのない高齢者が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方について検討することを目的として開催しています。

この会議にて検討される事項、議論内容については以下の通りとなります。

	検討事項	議論内容
①	「地域共生社会」の実現に向けた方策	●包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方について ・包括的支援体制整備と寿総事業の関係性 ・包括的支援体制整備における都道府県の役割 ●重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について ・重層事業のこれまでの取組状況の実態把握 ・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計 ・生活困窮者自立支援制度と重層事業 ●分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について ・福祉分野内外の類似施策や関係施策との連携 ・災害時の被災者支援との連携
②	地域共生社会における、身寄りのない高齢者が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方	●身寄りのない高齢者が抱える生活上の課題等への支援の在り方について ・生活上の課題(身元保証、死後事務処理等)について既存の各施設も踏まえた必要な支援の在り方 ●身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について ・地域におけるネットワーク構築の推進の方策 ・他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方
③	成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実	●法制審議会における議論等も見据えた、総合的権利擁護支援策の充実の方向性等について ・生活支援や意思決定支援の在り方 ・中核機関に求められる役割及びその位置づけ
④	その他の論点	・社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協同化・大規模化について等

本年の6月に第1回会議が開催されており、そこから月に一度の頻度で有識者・自治体等からのヒアリング等が行われています。会議についての議事録や資料は厚生労働省のホームページから確認することが可能です。

会議は今後、令和6年度末に中間的な論点整理を実施し、令和7年度の夏までにとりまとめに向けた議論、夏を目途にとりまとめを行い夏以降に関係審議会での議論をする予定となっています。

4 地域共生社会実現に向けた福祉医療施設の役割

先にも書いた通り、現在の我が国には複雑に絡み合った問題を抱えており、医療の提供のみでは問題解決が難しい方が大勢おります。そういった方々が地域で日常生活を送るためには複合化した問題を受け止める相談の場の確保が必要です。さらにその方々が地域社会と繋がり、医療・介護のみならず、障害福祉や子育てなど様々な必要な支援が受けられる体制の整備も必要です。

今後は、医療・介護から住まい、就労・社会参加、権利擁護まで複合的な支援ニーズを抱える方を地域で支える基盤を強固なものとしていくことを通じて、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが求められています。